



住民参加型の福祉サービス

有償たすけあい サービス のご案内

毎日の暮らしの中で「ちょっと困ったな」と思ったとき、気軽に声を掛け合える人はいますか？

「有償たすけあいサービス」は地域にお住まいの皆さんの協力を得ながら、「お互いさま」の気持ちで支え、たすけあえる地域づくりを進める仕組みです。

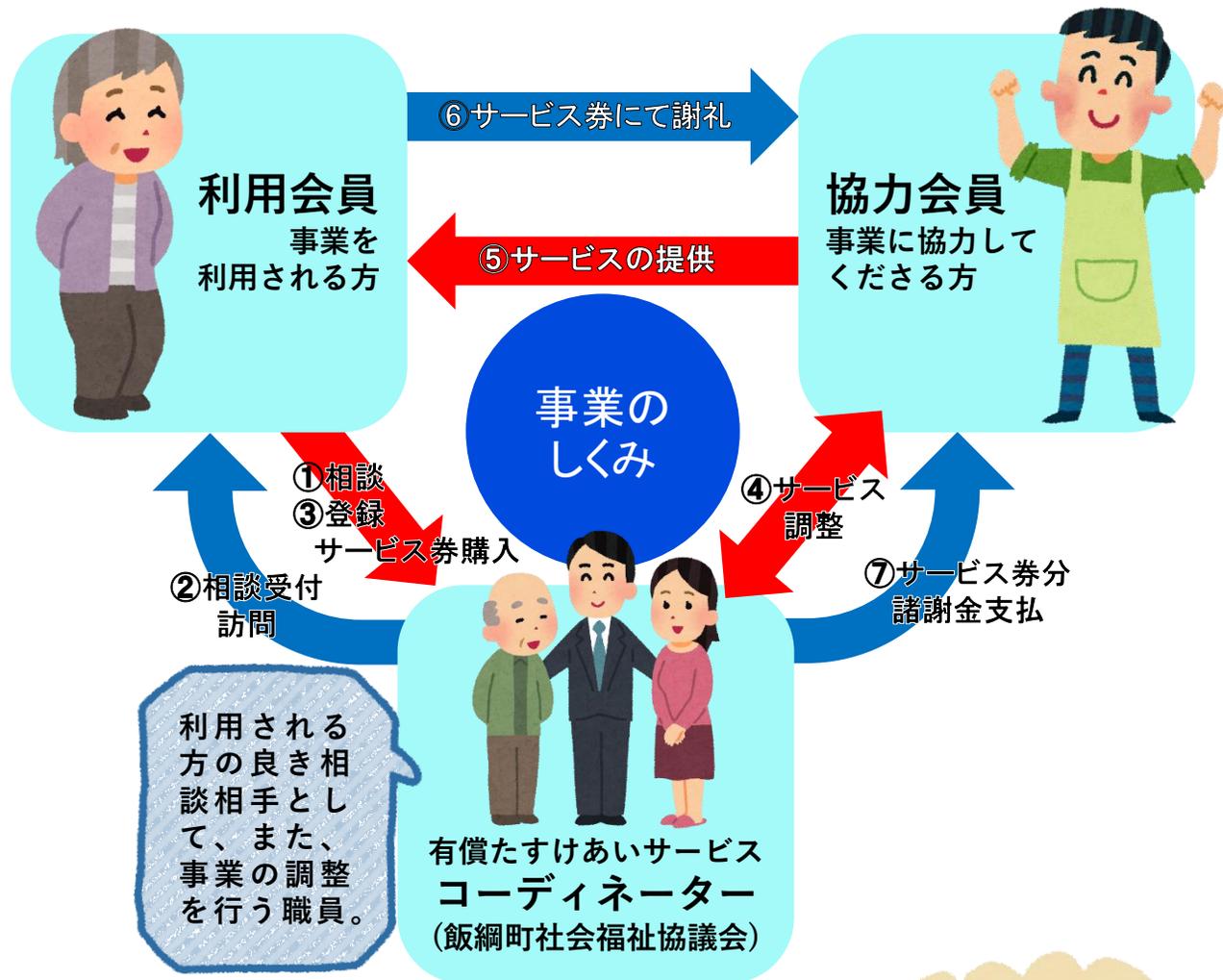
ひとりの人をみんなで支え合う、思いやりとやさしさを持ち、地域づくりをいっしょに進めましょう。



「お互いさま」のたすけあい

有償たすけあいサービスとは

お年寄りや障がい者等が、日常生活で困った時に地域の住民の皆さんによる有償たすけあい活動によって、身のまわりのお手伝いを中心に行う活動です。



地域住民による有償のたすけあいとは？

- 全国に広がっている活動で以下のような点を特徴とします。
- 会員制と有償性、2つの仕組みにより運営されています。

●会員制

- サービス利用者、協力者ともに会員です。また、利用者も時には協力者になるなど、助け合いの精神を具体化したものです。

●有償性

- サービスは非営利・有償で提供されます。これは、無償のサービス提供では利用者が遠慮しがちになることから、金銭を介在させることでそれを取り除くことを狙いとしています。

地域にお住まいの方同士による「お互いさま」の気持ちを大切にしたいたすけあい活動です。

身近で頼れる地域の支えがあります

有償たすけあいサービスの利用の仕方

①有償たすけあいサービスの利用申し込み

- 利用会員登録(500円/年)を行います。
- サービス券を購入します。



②社協が協力会員とサービス内容等を調整します

利用会員の困り事と協力会員の予定などから、サービス実施に向けて調整します。

- ※利用会員は、原則1週間前までに飯綱町社協にお申込みください。
- ※社協コーディネーターが現地訪問し、活動場所等確認させていただきます。

③困り事の解決に向けて、サービスの実施

協力会員が困り事解決に向けたお手伝いをします。

- ※サービスの実施は、利用会員・協力会員双方が同席する場所で行ってください。



④利用会員はサービス券を協力会員に預けます

利用会員より、協力会員にサービス券を預けます。

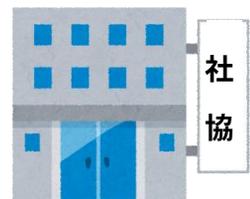
- ※サービス券は実施時間に応じてお渡しください(概ね1時間1枚)

⑤協力会員は報告書にサービス券を添付し社協に提出します

報告書に基づいて、清算されます。

社協に提出するもの

- ・有償たすけあいサービス活動記録
- ※サービス券を添付してください。
- ※サービス活動記録はサービスを提供した日から概ね60日以内に社協に報告してください。



サービスにかかる費用

項目	料金	説明	負担
登録料	500円(年額)	保険代や備品の修繕費などサービス充実のために充てられる費用	利用会員 協力会員
利用料	500円 (概ね1時間当たり)	サービスが提供された際、利用会員が協力会員に支払う費用	利用会員

※活動に必要な交通費や材料費など実費分は利用会員がご負担ください。

協力会員の皆様

● 活動内容は？

- 家事援助等の日常生活支援を原則として、専門的知識や技術を要しないものを行います。

例)掃除、洗濯、調理、庭の手入れ、電球の交換、話し相手 等

- サービスは、利用会員と協力会員双方の合意により成立します。利用会員の希望する日数及び時間数への対応が困難な時は、協力会員の確保できた日数及び時間数とします。



● 資格は必要？

- 熱意のある方であれば年齢や経験は問いません。

● 事業内容をご理解ください

- 会員登録が必要です。
- 登録料は年額500円です。
- ※ 協力会員の会費は平成31年5月まで普及期間として免除されます。



● サービス提供が終了したら利用者よりサービス券をお受け取りください

- 概ね1時間あたり500円の利用料(サービス券)をお受け取りください。
- 受け取ったサービス券は飯綱町社協で精算されます。有償たすけあい活動記録(様式第4号)に添付し、社協にご提出ください。



● 活動中に異変を感じたら、事務局に連絡

- 活動中に異変を感じたら、飯綱町社会福祉協議会(電話253-8456)に報告ください。



● 利用会員との活動内容の調整について

- 社協コーディネーターが仲介し、調整します。活動に関してご不明な点等ありましたら、お気軽にお申し出ください。

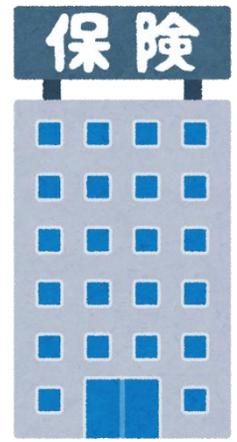


● 保険の加入について

- 今事業で発生した事故について、飯綱町社会福祉協議会が加入する保険の範囲内で補償します。

● 協力会員としての大切な約束事

- 守秘義務を守りましょう。(本サービスは信頼関係の上に成り立っています。サービスを行う中で知り得た情報は外部に漏らさないでください。)
- 利用会員との間にサービス提供の合意が成立したときは、必ずそのサービスを実施してください。
- サービス提供中に利用会員の異常を認めるときは、直ちに事務局に連絡し、適切な処置を講じてください。
- 物品の斡旋、販売、勧誘等、この事業の支障となるような行為はお控えください。



● 有償たすけあいサービスについて

- 本サービスは住民による支え合い、公的サービス、民間サービスなど既存のサービスを補完するものです。
- ご不明な点は、遠慮なくお尋ねください。



利用会員の皆様



- **あなたの希望をお気軽にご相談ください**

- 事務局では、「誰に、何を、いつお願いしたいか」伺い、協力会員を探すお手伝いをします。

- **対等・平等な立場で**

- 利用会員も協力会員も同じ会員です。お互いに「受入れる」「受け入れられる」ように努め、あたたかな信頼関係を大切にして利用を進めてください。

- **助け合いの精神で**

- サービスは有償ですが、協力会員は住みやすい豊かな生活を願ってこのサービスに参加しています。お仕事で実施しているではありません。

- **約束しあった内容で**

- 活動内容について、事務局と約束させていただいたことにとどめていただきます。それ以外の事をお願いする場合は事務局に連絡してください。

- **活動時間を守る**

- 初めにお約束した活動時間は、お互いに守り合いましょう。

● 活動条件の変更は事務局を通じて

- 初めにお約束した活動内容や活動日、時間等の変更を希望される場合は事務局に連絡してください。
- 利用を中止したいときは、早めに事務局へ連絡してください。
- 当日及び無断の取り消しは原則として1時間の利用料金をお支払いいただきます。

● 何か問題が起こったら

- 活動中に何か思い違いや問題が起こった時は、その場で協力会員と話し合ってください。
- もし、解決できない場合は、すぐに事務局に連絡してください。

● 利用会員がいない場所でのサービスは原則行いません

- 利用会員の留守中に協力会員が活動を行うことは原則ありません。協力会員が活動をする際、立ち会うようお願いいたします。

● お金を預ける時は注意して

- 買い物等で事前にお金を預ける際は、専用の用紙をお使いいただき、預けた金額が把握できるように努めてください。

● 禁止事項

- サービス利用中に宗教活動や政治活動、物品の斡旋・販売等を行うことはご遠慮ください。

● 不明な点は事務局に

- 本サービスに関して分かりにくいことやご意見、ご要望等ございましたら、お気軽に事務局にご連絡ください。



Q & A



Q サービス券に有効期限はありますか

A サービス券の有効期限は、発行した日からその年度内となります。使用しなくなった場合も、有効期限内であれば飯綱町社会福祉協議会で払戻しを受けることができます。

Q 今まで同居の若い人が除雪やゴミ出し、庭の手入れをしてきたが、サービスを使うことができますか

A 原則として家族内の助け合いを優先させていただきます。

Q 遠方への外出の送迎をしてほしい

A 道路運送法上、原則として自家用自動車での有償運送は出来ません。そのため、他のサービスをご紹介させていただきます。

Q ゴミ出しなど短時間で終了する内容も500円分の利用料になりますか？

A 短時間の活動については、原則として複数回のサービスで500円となるように調整させていただきます。

問合せ先

社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会
〒389-1201 飯綱町大字芋川181

☎253-8456

